

国家公務員法等の一部を改正する法律

第一条～第三条 (略)

(検察庁法の一部改正)

第四条 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「検事を以てこれに」を「検事(年齢が六十三年に達した者を除く。)
をもつて」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改める。

第十条第一項中「検事を以てこれに」を「検事(年齢が六十三年に達した者を除く。)
をもつて」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改める。

第二十条中「外、左の各号の一」を「ほか、次の各号のいずれか」に改め、「これを」を削り、同条に次の一項を加える。

前項の規定により検察官に任命することができない者のほか、年齢が六十三年に達した者は、次長検事又は検事長に任命することができない。

第二十二条中「検事総長」を「検察官」に改め、
「その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に」

0/22 部②-3

を削り、同条に次の一項を加える。

次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。

第二十九条及び第三十条を削る。

第三十一条中「互に」を「互いに」に改め、同条を第二十九条とし、第三十二条を第三十条とする。

第三十二条の二中「この法律」を削り、「乃至第二十条」を「から第二十条まで」に、「乃至第二十五条」を「から第二十五条まで並びに附則第三条及び第四条」に、「附則第十三条」を「附則第四条」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十三条を附則第一条とし、第三十四条及び第三十五条を削り、第三十六条を附則第二条とし、第三十七条から第四十二条までを削る。

附則に次の二条を加える。

第三条 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「検察官は、年齢が六十五年」とあるのは、「検事総長は、年齢が六十五年に達した

時に、その他の検察官は、年齢が六十四年」とする。

第四条 法務大臣は、当分の間、検察官（検事総長を除く。）が年齢六十三年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に検察官でなかった者その他の当該前年度においてこの条の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない検察官として法務大臣が定める準則で定める検察官にあつては、当該準則で定める期間）において、当該検察官に対し、法務大臣が定める準則に従つて、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 号）による定年の引上げに伴う当分の間の措置として講じられる検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条及び第六条第一項の規定による年齢六十三年に達した日の翌日以後の当該検察官の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第十九項から第二十二項までの規定による当該検察官が年齢六十三年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職した場合における退職手当の基本額を当該検察官が当該退職をした日に定年により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を

提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（検察官の俸給等に関する法律の一部改正）

第五条 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条を附則第一条とし、第六条及び第七条を削る。

第八条中「国家公務員法」の下に「（昭和二十二年法律第二百十号）」を加え、「如何なる」を「いかなる」に改め、同条を附則第二条とし、第九条を附則第三条とし、第十条を附則第四条とする。

附則に次の二条を加える。

第五条 検事及び副検事の俸給月額は、当分の間、その者の年齢が六十三年に達した日の翌日（次項において「特定日」という。）以後、第三条第一項の規定によりその者が受ける号に応じた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

2 検察庁法第二十二條第二項の規定により検事に任命された者（第三条第一項に規定する準則（次項において単に「準則」という。）で定める者を除く。）には、当分の間、特定日以後、その者の受ける俸

給月額のほか、その者の年齢が六十三年に達した日にその者が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）と特定日にその者の受ける俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

3 前項の準則で定める者であつて、同項の規定による俸給を支給される者との権衡上必要があると認められる者には、当分の間、その者の受ける俸給月額のほか、準則で定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

第六条 前条第一項の規定の適用を受ける検察官に対する検察庁法第二十五条及び国家公務員法第八十九条第一項の規定の適用については、検察庁法第二十五条中「前三条」とあるのは「前三条又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項」と、同項中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項の規定による降給」とする。

2 前項の規定は、国家公務員法附則第四条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同

法の特例を定めたものとする。

第六条～第九条（略）

附則

第一条（略）

（実施のための準備等）

第二条（略）

2～4（略）

5 第四条の規定による改正後の検察庁法（次項及び附則第十五条第一項において「新検察庁法」という。

）の規定による検察官の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、法務大臣は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれその権限に応じ、法務大臣の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

6 法務大臣は、施行日の前日までの間に、施行日から令和四年三月三十一日までの間に年齢六十三年に達する検察官（検事総長を除く。）に対し、新検察庁法附則第四条の規定の例により、同条に規定する給与

に関する特例措置及び退職手当に関する特例措置その他の当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

739 (略)

第三条～第十四条 (略)

(検討)

第十五条 政府は、国家公務員の年齢別構成及び人事管理の状況、民間における高年齢者の雇用の状況その他の事情並びに人事院における検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、新国家公務員法（附則第十八条の規定による改正後の裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）若しくは新自衛隊法に規定する管理監督職勤務上限年齢による降任等若しくは定年前再任用短時間勤務職員若しくは定年前再任用短時間勤務隊員に関連する制度又は新検察庁法に規定する年齢が六十三年に達した検察官の任用に関連する制度について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、できるだけ速やかに、国家公務員の給与水準が旧国家公務員法第八十一条の二第二項（附則第

十八条の規定による改正前の裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正前の検察庁法第二十二条又は旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院における検討の状況を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

第十六条～第十八条 （略）

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第十九条 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条の表第八条第十二項の項を削り、同表第十二条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十六条第三項の項を削る。

第十七条の表第六条第一項ただし書、第六条第二項ただし書、第七条第二項、第十一条及び第十七条第三項第一号の項中「、第六条第二項ただし書」を「及び第二項ただし書」に、「及び」を「並びに」に、

「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条第一項中「の定める」を「で定める」に、「第八十一条の五第三項」を「第六十条の二第三

項」に改める。

第二十四条の表第十二条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十六条第三項の項を削り、同表第十九条の八第三項の項中「第十条の四」を「第八条第四項から第十一項まで、第十条の四」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第二十二条第一項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十五条の表第六条第一項及び第二項、第七条第二項、第十一条、第十七条第一項第一号並びに第二十三条の項中「第六条第一項及び第二項」を「第六条第一項ただし書及び第二項ただし書」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十六条第一項中「の定める」を「で定める」に、「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの」を「第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十七条第一項の表第二十三条第一項の項中「第八十一条の五第三項」を「第六十条の二第三項」に、「第四十四条の五第三項」を「第四十一条の二第三項」に改め、同表前条第一項の項中「第八十一条の

四第一項又は第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第一項の規定により採用された職員」に改め、同条第二項中「第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第一項」に改め、同条第三項中「自衛隊法第四十四条の五第一項」を「自衛隊法第四十一条の二第一項」に改め、「第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は」を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し、二項、見出し及び二項を加える。

（給与法附則第八項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読み替え）

2 育児短時間勤務職員に対する給与法附則第八項の規定の適用については、同項中「ことする」とあるのは、「こ」に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 第二十二条の規定による勤務をしている職員が給与法附則第八項の規定の適用を受ける場合における

同条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第二項」とする。

（検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読み替え）

4 育児短時間勤務職員に対する検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 第二十二条の規定による勤務をしている職員が検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定の適用を受ける場合における第二十二条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第四項」とする。

第二十条～第二十九条 （略）

（特定秘密の保護に関する法律の一部改正）

第三十条 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項ただし書中「の定める」を「で定める」に、「第二十條各号」を「第二十條第一項各号」に改める。

第三十一条 （略）

（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第A条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号中「第九条」を「附則第三条」に改める。

（検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第B条 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「附則第六條」を「附則第四條」に改める。

附則第二条中「（次条及び附則第四条において「特例期間」という。）」を削り、「第十条第一項」を

「附則第四条第一項」に改める。

附則第三条及び第四条を削る。

附則第五条中「前三条」を「前条」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第六条中「附則第二条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を附則第四条とする。